



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2021年
11月15日
第2076号

新型コロナウイルス対策
融資・給付金申請
納税緩和・国保料減免など
民商に相談を

免税業者に過酷な選択迫るインボイス 課税業者にも打撃、中止に追い込もう

先日商工新聞とともに配達したチラシ「インボイス実施で免税事業者は廃業の危機」が反響を呼んでいます。会員訪問や対話の際に「チラシを読んだ。さらに詳しく教えてほしい」という声もあります。今後、学習会の実施を考えていますが、ここでポイントを5つお伝えします。

- ①インボイス制度は2023年10月1日から実施されることとなっています。
- ②インボイス制度が実施されると、消費税の仕入税額控除（お客からもらった消費税分から仕入れ・経費に支払った消費税分を差し引くこと。この残りを消費税として納めることとなります）ができるのはインボイス（適格請求書）の保存がある取引のみとなります。
- ③インボイスを発行できるのは税務署に登録した課税業者のみ。制度の開始に間に合わせるとは、2023年3月31日までに登録すればよいので、今すぐ登録申請をする必要はありません。
- ④課税業者は、免税業者の請求書では消費税の仕入税額控除ができなくなります。そのため、引き続き免税業者と取引する場合、課税業者の消費税納税の負担が増大し、大きな打撃を被ります。
- ⑤免税業者は「課税業者」となってインボイスを発行し、これまでは納める必要のなかった消費税を納めるか、インボイスを発行できず取引から排除されるかの過酷な選択を強いられます。



年間売上800万円の建設業者（仕入あり）が課税業者になったら、簡易課税の場合、納める消費税額はおよそ22万円にもなります。民商・全商連は、このインボイス制度を廃止に追い込む運動に一層力を入れます。ご参加、ご協力をお願いします。

10月分の月次支援金

月次支援金（個人は上限10万円/月、法人は上限20万円/月）は、10月分についても継続となります。対象となるかどうかも含め、お早めにご相談ください。

要件1 2021年4月以降の緊急事態措置またはまん延防止措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた全国全ての事業者（新潟県では、飲食店を含む旅行関連事業者が主な対象となります）。

要件2 2021年10月の月間売上が、前年または前々年の同月と比べて50%以上減少。事前確認 国が指定する機関による「事前確認」が必要です（一時給付金や、これまでに月次支援金を受給した事業者は、事前確認が不要となります）。

事前確認受付期限 2021年12月28日
申請期限 2022年1月7日

ご相談を！国保料等の減免

新型コロナウイルスの影響により、2021年の事業収入・給与収入等の収入について、前年（2020年）より30%以上の減少が見込まれる世帯は、申請によって国民健康保険料（国保料）や後期高齢者医療保険料が減免される可能性があります。前年の世帯所得額によっては、対象保険料が全額免除となる場合もあります。

申請期限は来年3月31日ですが、見込みで申請する場合は、売上が減少している状態で申請することが求められます。申請は、タイミングが重要です。

大変だった昨年と比べて、さらに30%以上の減収という厳しい条件です。また、持続化給付金などの公的支援金分は、前年の収入から除かれます（国保料の算定には公的支援金分が含まれていないにも関わらず！）。

対象となるかどうかも含めてご相談ください。